

令和2年度生活支援体制整備事業の実績報告

1 事業の概要

○介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）では、多様な主体による多様な生活支援の充実が目的として掲げられており、この生活支援を担う地域の社会資源の把握、創出のために平成27年度に地域支援事業内に生活支援体制整備事業が創設された。

○生活支援体制整備事業において、市町村は生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置をすることとされている。

＜生活支援コーディネーターの役割＞

①地域の社会資源の開発、②関係者間のネットワークの構築、③支援ニーズと取組とのマッチング 等

＜協議体の役割＞

多様な主体間の情報共有、地域ニーズの把握、地域課題の問題提起 等

2 生活支援コーディネーター

(1) 本市の状況

○市全域レベル（第1層）の生活支援コーディネーターを基幹型地域包括支援センター（高齢者支援課内）に、日常生活圏域レベル（第2層）の生活支援コーディネーターを各在宅介護・地域包括支援センターに配置している。

○介護予防活動を行う地域の通いの場であるいきいきサロンの立上げ支援を中心に、地域の自主的な支え合いの活動の支援に取り組んでいる。

(2) 令和2年度の実績

○新型コロナウイルス感染症対策により、いきいきサロンは7/8まで休止した。再開にあたり、感染症対策ガイドを作成し、感染症対策やプログラムの相談等活動の再開・運営支援を行った。

○生活支援コーディネーターの活動内容ごとの実施件数については、次表のとおり。

所属	実態把握	立上支援	運営支援	啓発	個別支援	2層支援 (1層のみ)
ゆとりえ	31	0	42	44	5	—
吉祥寺本町	24	3	42	24	4	—
高齢者総合センター	10	0	48	12	9	—
吉祥寺ナーシングホーム	7	6	52	16	3	—
桜堤ケアハウス	6	0	115	22	0	—
武蔵野赤十字	32	2	87	49	4	—
高齢者支援課	8	1	62	3	0	19
合計	118	12	448	170	25	19

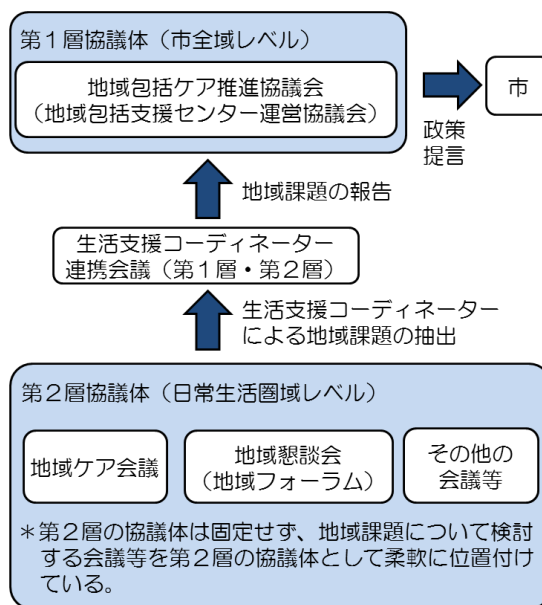
3 協議体

(1) 本市の状況

○本市では、平成27年度に既存の「地域包括支援センター運営協議会」を、地域包括ケア全般について協議する「地域包括ケア推進協議会」に発展させ、市全域レベル（第1層）の協議体に位置付けた。

○日常生活圏域レベル（第2層）の協議体については、生活支援コーディネーターが参加し、地域課題を抽出してきた場合に、その会議体（地域ケア会議等）を協議体としてみなしている（協議体相当）。

○生活支援コーディネーターが協議体等で抽出した地域課題を「地域包括ケア推進協議会」に報告し、協議会から市に政策提言を行う仕組みを設けている。



(2) 令和2年度の協議体の実績（件数）

○市全域レベル（第1層）の協議体（地域包括ケア推進協議会） 2回

○日常生活圏域レベル（第2層）の協議体相当 15回

4 課題及び今後の方向性

(1) 地域の自主的な活動の立上げ及び継続の支援について

○新型コロナウイルス感染症対策のため、これまで地域活動を行っていた場所の使用が休止され、活動場所の確保がより困難となっている。一時的に市施設の利用も可能となったが、活動場所となりそうな場所の情報収集・提供等の支援を引き続き行う必要がある。

○地域の自主的な活動に参加したいと考えている住民でも、運営に携わることには躊躇するケースが多い。いきいきサロンの活動を紹介するいきいきパンフレットを活用するなど運営に携わりたいと思えるようなきっかけづくりを行う。

○地域の様々な課題を地域で解決することに取り組む団体が増えているが、そのような団体には活動場所の確保という課題を抱えているところが多いため、活動場所となりそうな場所の情報収集・提供等の支援を引き続き行う必要がある。

○地域の自主的な活動には、地域の住民だけでなく、地域の事業者の協力も必要である。今後、事業者との連携について検討する。

(2) フレイル予防の推進

○新型コロナウイルス感染症対策のため、外出を控えている高齢者が多くフレイルの進行が懸念される。フレイル予防のきっかけとなる取組みを実施する必要がある。

○介護予防、フレイル予防を継続的に行っていくためには、介護予防・フレイル予防の必要性や効果等意識の向上とともに、活動内容や活動場所の普及啓発が必要である。関係各課・関係機関との連携を図り、より効果的な普及啓発を行う。